

①	「狭山市公立保育所 医療的ケア児受け入れガイドライン」をよく読み、理解しました。また、「第5 保護者の了承事項」の内容を理解し、全て了承します。
②	止むを得ない事情により医療的ケアを行なう看護師等が勤務できない場合には、保護者等が付き添います。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
③	保育所内で感染症が一定数以上発症した場合の登所の判断は、保護者等の責任で行います。また、保育所の判断で登所を控える場合があることを了承します。
④	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所が判断した場合その他必要な場合には、保護者等へ連絡する前に児童を病院等に搬送し、受診または治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑤	栄養チューブの交換は、保護者等が、自己の責任の下、自宅や受診時に行います。
⑥	災害時対策として、1日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参します。
⑦	児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となることを了承します。
⑧	保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑨	保護者から提出された申請内容等を、関係機関で共有することを了承します。また、必要に応じて、お住いの地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、検討委員会で共有することを了承します。
⑩	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な範囲で、他の児童の保護者との間で共有する場合があることを了承します。
⑪	保育内容について、集団保育であることを認識し、協議が必要な事項については、その都度協議を行うことを了承します。
⑫	集団生活において、重要事項説明書のなかの「乳幼児がかかりやすい病気」のリスクに対する説明を理解のうえ、保護者の責任で保育所に入所することを了承します。
⑬	①～⑫のほか、保育所との間で取り決めた事項を順守します。

(宛先) 狭山市長・狭山市福祉事務所長

確認事項について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名